

年 月 日

収入  
印紙

# 産業廃棄物収集運搬委託契約書

No. \_\_\_\_\_

事業者 (甲) 住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

印

収集運搬業者 (乙) 住所 北九州市門司区新門司3丁目63-2

名称 株式会社 川上興業

代表者 代表取締役 川上 聖



## 委託業務の内容

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 排出場所 \_\_\_\_\_

3. 委託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 廃棄物の種類 予定数量 t 単価

## ◎ 収集運搬に関する事業範囲

許可番号 No761002293 (政令市)

車両台数 13台

品目 燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、鉋さいがれき類、ダスト類

## 処分事業者

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

許可番号 \_\_\_\_\_ 号 都道府県・政令市

- 第一条
1. 乙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を（委託業務の内容）に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
  2. 甲、乙は業務の遂行にあたって関係法令を厳守する。
  3. 甲は、産業廃棄物マニフェスト『紙並びに電子を含む、以下同じ』により、処理の確認を行う
  4. 甲は、乙の定めた料金に従い支払い条件のもと支払いを行う

甲と乙は上記 委託業務の内容 に記載された産業廃棄物の収集運搬を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、上記のとおり産業廃棄物収集運搬委託契約を締結する。

# 産業廃棄物処理委託契約約款

## 許可証の提出等

第一条 乙は本契約に関する許可の内容を証するものとして収集運搬業の許可証を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に報告するとともに、変更後の許可証を甲に提出する。

## 情報の提供

第二条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の情報を予め乙に通知しなければならない。

## 再委託の禁止

第三条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## 委託業務の管理

第四条 1. 甲、乙は産業廃棄物マニフェストを用いて業務をかんりする。  
2. 甲、乙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。

## 内容の変更

第五条 1. 甲、乙は必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。  
2. 甲、乙は契約単価又は委託期間を変更その他大幅な変更が生じた場合は、甲と乙で協議の上変更契約を締結する。

## 業務の調査

第六条 甲は、甲が排出する廃棄物が適正に処理を行われるよう、乙に対して必要な指示が出来るものとし、乙はこれに従わなければならない。又、必要に応じて乙の施設内に立ち入り調査できるものとし、調査又は報告を求めることができる。乙はこれに従わなければならない。

## 損害の賠償

第七条 乙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合はその損害を賠償する。ただしその損害がこうの責に返すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

## 機密保持

第八条 甲、乙は本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## 契約の解除

第九条 1. 甲、乙は本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
2. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## 協議

第十一条 本契約に定めのない事項は、必要に応じて甲、乙は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

※本契約の成立を証するため、甲、乙は記名押印の上1部作成し甲は本書を5年間保管し、乙は写しを保管する。